

# 二度と若い職員に重大な不祥事を起こさせない。 町政の信頼回復を求む。

全員で決議

## ● (議員提出決議案第1号) 町職員の準公金横領を受けて、業務改善を求める決議 全員一致で可決

先般、町職員による農業関係4団体の預金口座から現金を不正に引き出したことが発表され、関係職員に対する処分が行なわれた。さらに、町長と副町長についての処分の考えが示された。

本事案の発生は、極めて遺憾である。

町行政への信頼を取り戻すためには、一定の方向が示されているものの、町民の疑問に応えるとともに、早急な業務改善が求められる。

当町でこのような不祥事を根絶することは、町議会としての責務である。

本件については、すでに経緯、概要の説明がなされているが、改めて以下の点を強く求め、決議する。

## 記

1. 町議会に対して、詳細の調査報告を示すとともに、業務上の問題点を明らかにすること。
2. 危機管理の方針、再発防止・業務改善の具体的方策について、早急に示すこと。

令和7年12月10日

神奈川県中郡二宮町議会



## ● (議員提出議案第3号) 女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書の提出について 賛成多数で可決 (10:3)

提出者：小笠原陶子

賛成者：小林幸子、一石洋子、羽根かほる、根岸ゆき子

日本は女性差別撤廃条約を1985年に批准しているが、選択議定書は批准していない。批准されないことで、①国連に直接訴えることができない。国内の法制度が救済し切れない場合に、個人通報ができず国連での救済ルートが閉ざされる。②国連の調査が入りにくい。重大な女性差別の構造があっても、国連による正式な調査制度の適用を受けられない。③国際評価で遅れが見える。2024年10月に国連の審査

## ● (議案第70号) 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正

## ● (議案第71号) 令和7年度二宮町一般会計補正予算 (第6号) 賛成多数で可決 (12:1)

町議会は、職員による準公金横領の報告を受け、協議の結果、遺憾の意を示すとともに、再発防止の一歩として町に対して、詳細な調査と危機管理・再発防止の方針を示すよう決議した。行政の執行についてチェックする役割がある議会は、町にこのようなことを起こさせないことが町民の付託に応えることであり、これからが取り組みのスタートとなる。

町長・副町長は、不祥事の発生に対する責任を示すため、町長10分の3、副町長10分の2の給与を3か月減額する条例案（町長提出議案第70号）を提出。議会は、これを賛成12、反対1で可決した。

これにより、117万5千円の歳出減が見込まれるため、一般会計補正予算（町長提出議案第71号）が提案され、可決された。歳出の減額分は予備費に充て、補正後の予算額は変わらず、106億5,825万2千円である。

## 【討論】

【賛】今やるべきは再発防止策・環境改善に取り組むこと、それを示した上で再提案すべき（野地）

【賛】管理職の責任は重い。迅速な報酬の減額は妥当。再発防止体制に町外の専門家の登用を（羽根）

【賛】年収に鑑み大した減額ではない。環境が犯罪を誘発することを念頭に、長の責任を明確に（松崎）

【賛】再び若い職員に不祥事を起こさせないよう、行政の体制を改め、再発防止策の作成を（古谷）

【賛】減給がパフォーマンスで終わらぬよう不祥事根絶に全力で取り組み町政の信頼回復を求む（大沼）

があり、日本政府に対して改善と批准を早急にせよという勧告が改めて出されている。

大きな問題は、女性の年齢階級別労働率で一般的にM字カーブと言うが、改善されていない。

## 賛成討論

・条約批准40年経つもジェンダー指数118位の状況。実効性を高める選択議定書批准が必要（渡辺）

## 反対討論

・ジェンダー平等は外圧ではなく国内法の強化と自律的な改革、国民的合意で実現すべき（浜井）